凮

労働協約上の解雇協議・

くに注目されるのは、

お

的

解 制

雇制 限と、

限である。

すなわち、

法律上の

なくとも、

客観的な合理性を欠き、

経営協議会の意見聴 取 権 と個 別 的 解 約 告知 制 限

解約告知理由 の通知義務をめぐる諸問題を中心に

は じめに

今日、 よび判例法によってさまざまに制限され 我 玉 15 お い て 解雇権濫用法理に基づく個別的解 使用者の解雇 の 自 旧由は、 ているが、 制 定法 ع

とんど行なわれて来なかったと言える。

たとえば、

解

雇

を対比させて各々の特質を明らかにしたりすることが

自に考察の対象とされ、

両者の関係を論じたり、 右の二つの制度は、

両

制 ħ

度

カコ

しな

がら、

従来、

それぞ

藤

原

稔

弘

協議・ に及ぼす法的効果を検討したりすることは、 知を義務づけられる解雇理由と、 雇権を適法に行使するために必要な理 同意約款に基づき、 解雇協議・同意約款が解雇権濫用 協議の前提として使用者が通 解雇権濫用法理の下 亩 の との差異を論 あ 有 まり 無 の な 判 断 で

|雇権の濫用として無効になるという原則が 使用者が解雇の実施に際して、 社会通念上相当でな 同意約款による集団 各種制限に触れ じ 解 れ たり、 ていない。

領域に、 ところで、 解約告知制限法 西ドイ ッに お (Kündigungsschutzgesetz) い ては、 個別 的労働関 係法

解

雇 協議

同

意条項に違反した場合、

解雇

が

無効になる

例

上確立されているし、

とする点でも、

判例は、

ほぼ一致している。

い

解

雇は、

解

合理 知

15

対する保

護

<u>の</u>

環として、

多様な類型の

解

ŀΞ

る

的 約 降

7労働法 告

の 限 化

領 が

以域にお

ける

解

約告知

制

限として、

制

協約化されるに至っている。

しかし、

集団

n が

規制 まず、 使用 ŝ 治者の 集団 が よく 労働 注目される。 解 的 整 労働 備 組合によるも 約告知に 2 法 ñ た解 の すなわち、 分野 対して様々な制限 雇 でも、 のとしては、 制限立法が存在するばか 二元的 合理化保護協約の登場以 が 労働協約を通じた 利 益代· 加えられてい 表制 度の り ć る。 下 な

基 知に 活発な論 Ø に る。 な り関与権 て 一づく関与権 重要な役割を果しているのは、 のは、 様 経営協 対する関与が認められているが、 Þ 議 な問 ば 経営協議会 を呼 議会に 題 解 である。 法約告知 び起こして を生ぜしめ、 は (法定従業負代表) 制限法 そして、 しゝ < ている。 ゥ そ の規制 カン この経営 n の が 経営組 法律によって、 学説 領 域との その中でも、 I組織法 織法一 による規制 判 例 抵 E 触 より重要 〇二条に 〇二条 解 お 面 とく け であ 10 約告 る お

ප්

れ

多く

ல்

問題を提起して

レ¬

る。

項 経営協議会 ú 解 営組 約 通 超織法一 常解 告 の 知 かは、 意見聴 約 告知 〇二条一 無効 取 15 対 であると規定する。 を使用 項は、 す る 者に要求し、 異 あらゆ 議 申 立 る**、**解 権 また、 意見聴 約告知 (Widerspru-同 取 の 条三 を経 前 に

明

お は

chsrecht) を経営協 議会に 与えて

続自 右の法律上明文で定めら 営協議会の (解約告知制限法一 当性 する。 には、 対 行なう意見表明の法律上定められた一 解約告知の意図の通知に始まり、意図さ 意見聴取手続 体 な の判断に直接影響を及ぼす効果(タ 'して経営協議会が意見表明を行なうことにより が解 \ \ \ \ \ 通常 解約告知制 約 異 関 この解約: 告知 入議申 与 権が (Anhörungsverfahren) 制 立 告知に 条二項二文および三文)。 限法 個別 の 限訴訟における解約告知 有 無に の れた異議申立の法的 的解約告知制 対する異議申立は、 規 制 カゝ 領 カコ ゎ 域と密接に りなく、 が 限と関連する 付 形式で は、 与 n ౘ 意見聴 結 効果に た解 の社会的 経 使用 れ Œ か ぁ 営協議会 7 付 Ď, 約 者 限定 /終了 の しっ いく 取 告知 12 手 は 経 る そ ょ 不

交錯 我国と西ド 比 する上で、 本 て、 較 領 稿 域に で は 集 き 4 な イ お この意見聴取手続と個別 有 ツで 的 い け に á 益な視点が得られると考える。 解 して 雇 は 問題を考察しようとする 制 限と個 4 制度上大きな差異 本 稿 舠 での 的 解 |考察を 雇 的 制 解 限 が 約 غ 通じ、 あ も 告 の り の 知 関 で 制 我 单 係 あ 限 を との 国 純

る諸問題を中心に考察を進めることとしたい。特に興味深いと思われる解約告知理由の通知義務をめぐ上げることはできない。したがって、以下においては、的とする。しかし、紙幅の関係から、そのすべてを取り告知制限と交錯する領域において生ずる問題の考察を目上述したように、本稿は、意見聴取手続が個別的解約

- 四号(昭五七)三頁以下。 働組合―七〇年代協約政策を中心に―」比較法雄誌―五巻 ・ のは、毛塚勝利「西ドイツにおける技術革新・合理化と労く1) 合理化保護協約の登場の背景やその内容、特質につい
- の動向』(近刊予定)所収を参照。 与の実状とその問題点」横井芳弘編『労使関係の変容と法機能に関しては、拙稿「解約告知に対する経営協議会の関(2) 経営組織法一〇二条の関与権の内容およびその現実の
- (3) 経営組織法一〇二条の関与権と個別的解約告知制限との交錯領域における問題を包括的に論じた文献に、G. Hueck, Kündigungsschutz und Mitwirkung der Betriebsrats in der Rechtsprechung des Bundesarbeitsgericht, 25 Jahre Bundesarbeitsgericht, 1979, S. 243 ff. がある。

- 巻六号(昭六二)一八九頁)。「大量解雇の規制―西ドイツ解雇制限法研究―」法学五〇一大量解雇の規制―西ドイツ解雇制限法研究―」法学五〇づく関与と並んで、意見聴取義務が存在する(今野順夫lassung)についても、解約告知制限法一七条二項にもと

解約告知理由の通知義務の一般的要件

ならない。もし、使用者が通知義務を充分に履行しなか(1) 織法一○二条一項三文により、 解約告知の種類および解約告知理由等を通知しなければ せるためには、経営協議会に対して、被解約告知者の氏名 用者による解約告知の意図の通知に始まる。 を行った場合と同様、 の判例によると、使用者が意見聴取手続を適法に開始さ 邦労働裁判所(Bundesarbeitsgericht——以下、BAG) った場合、それは、 経営組織法一〇二条一項に基づく意見聴取手続は、 経営協議会を全く無視して解約告知 意見聴取義務違反として、 解約告知は無効となる。 そして、 経営 連 使

gskündigung)

も含まれる。

また、

大量解雇

(Massenent

て

解約告知であり、

それには、

変更解約告知(Änderun-

ないしはどのような種類のものかにかかわらず、すべ

(-)解 約告知理由の 精 確 ප් Ď 程

用 由 Kündigung)」を通知しなければならない。 営協議会に対して、 15 か しゝ [の通知義務に関して、 精 者 示している判決として、 である。 確に が 営 組 意見聴取手続を適法に開始させるには、 織法一○二条一項二文によると、 (genau)' この問題に関するBAG 「解約告知 解約 まず第一に問題となるのは、 告 一九七八年七月一三日 知 理 _の 由を通 理 八年七月一三日判決が Gの判断を比較的明瞭 由 知する必 (Gründe 使用者は、 解約告知 要が どのくら für ある die 使 理 経

ある。

営協議会に 認するの 知につき、 В A G まず、 意見聴 目的 の 本判決 取 確立した判例によると、 は (Sinn 与え、 被用 は 次のような経営協議会の意 者側 単なる通知を越えて、 が und Zweck) 右 か (の視点から意見表明を行う機会を経 の < 問題に関 して経営協議会が の理解 する判断 解約告知に対する事 であ 意図さ 使用 の 見聴 る。 前 者の意思決 れた解約 提として 取 す 権 な ゎ の 告 前 ち 意 確

の

のような意見聴取権の意味 目的に基づき、 本判決

> 時 化 係 な も 法

事

定に影響を及ぼすことを可能にするという意味

目的

を

rする。 (4)

者は、 足するものではない。(5)(6) gwortartig) らない」とされる。 することができるくらい、 約告知理由の摘示」 自らさらに調査を行うことなく、解約告知理 が生じるとしてい 者には、 (Stichhältigkeit) 経営協 「単に概括的 議会が 解 ないしは箇条書き的 約告知 的 の理 (pauschal)' それゆえに、 る。 確 によっては、 を独力で審理し、 な意見表明 由となっ っ 精確 まり、 かつ包括的でなければな な たをな その スロ 本判決によると、 た事実の詳 そ (stichwortartig) れ 通知義務を通常 し得るように、 1 は その意見 ガン的 経営協 細な 由 (schla-の堅 通 使用 議 知 解 固 使

ౘ が 務 用 は

約告知の時点で六ヶ月間存続しておらず、 知義務に課される要件は、 には、 がその成立から六ヶ月を経過しておらず、 判断を行う以前、 何ら変ることはない。 の適用を受けない場合 ところで、 由 が 経営組織法一〇二条一項に基づく使用者の通 な しゝ 本判決によると、 場合でも、 部 本判決で、 使用者が解約告知を行な の下級審判例の中には、 (解約告知制限法一条一 被解約告知者の労働関係 以上のような使用者 В AGが、このよう 解約告知 法定の 労働 更 得る īΕ 制 が の 当 で 限 解 通

義務 本 0 判 決は、 示 の が 要 なく 倂 このような見解 が ともよいという見解が見られた。 緩 和 ද් n 解 がを拒 約 告知理 否してい 由として具体的 し か 事 홪

> も 顣

聴 つ 制 知 限と異 員団全体 の 取権 限法 い 制 た 成 しるとい みでは В 7 限 がって、 A (Zusammensetzung) を制 の の G に の な 適用 使用 独自 の利 な う被用 限 よると、 者 このような経営協議会による集団的 する見解は妥当で を受けないことを理 『益を守ることにも役立たなけ 0 解 自 放告知 Ö そ 者 的に照 通知義務 れ の は 個 意見聴 别 の 経営協 らしても、 的 対 を軽 に 利 象となっ 取手続は、 対して影響を及ぼ 益 は 減 議会が経 を擁護する目的 な 由に、 L 被解 た労働 ょゝ . と さ 経 個別 解 約告知 営 営 協議 'n 約 関 的 n の 告知 ば 従 解約 係の 会 者 なら 人業員団 で有っ Ļ 理 解 0 が 存 告 意見 由に ない。 従業 解 約 する 続 知 雇 告 の を 制

判 (決3

この点に関して、

В

G

七

日

で

ある

に

する使用者の意思決定に他ならないことから生じる 通じて経営協議会が影響を及ぼす対象 明らか 菆 権 の 意味・ にして 目的 **ኒ** ን る。 に基づく つま 9 そ 定 れは、 の限界 が、 意見聴 が 解 約告知 在すること 取手 続 E 関 界

すぎず、 断した理由を経営協議会に通知することが 使用者が自己の見解に基づき解約告知を正当化すると よると、 化するものであることを要しないとしてい か否かによって、 ない。 z な 訟 解約告知制 は n に い それ おい か な 経営組織法一〇二条一項の意見聴取 経営協議会に通知さ よっ しっ そして、 解約告知 ない て、 が、 限訴訟 しは反証されたとの理 裁判所による 使用者により主張さ 右のように解さない まず、 通知義務の適法な履 は にお すべて同時に l٧ て解 れた解 A 審理に耐 於約告知 九 約告知理 ħ 経 由 ٤ 行の え得 を客観 Ē た で社 求 営 る。 年 事 組 解 かめら 有 るも ľΞ 由 会的 織 実 約 無 際 同 月 的 が 法 が 告 判 が の れ して 15 知 に 立 左 で る 同 正 四 正 証 制 当 時

二条 れ る 項に ても無効になる」という結果を招くとさ

方 具 表 解

В

A

G は 、

解約告知理由

の

通知義務

の内容に、

意見

八体的

事

実を詳

細

に摘

示

なけ 約告知

n

ば

ならな

L

か

他 た

(明をなし得るように、

解 1

の決定の基礎とな

於約告.

加理·

由

の

通

知

に В

際

し

て、

経

営

協

議会

が

的

確

な意見

క 限 ප් る

化 ñ 訴 ñ

Ŀ

使

甪

者

Ö

通

痴

義務

的

性

格

述したように、

A の

G Ø 主観

判例によると、

使

角

者

は

約告知の意図 (Kündigungsabsicht)、つまり使用者自身 (subjektive Seite)を持つことを強調している。 営組織法一〇二条一項に基づく通知義務が、主観的側面 うち、自己の見解に基づき解約告知を正当化すると考え、 告知の理由となり得るすべての事実を例外なく通知する 用者は、経営組織法一〇二条一項により、客観的に解約 において形成された観念に他ならない。したがって、 によると、意見聴取手続の対象となるのは、使用者の解 現に解約告知をそれに依拠させようとした事実のみを経 ように義務づけられるわけではない。そのような事実の また同様に、BAG一九七八年七月一三日判決も、(3) 右判決 経 使

1 法廷により下されたものである。 下で取り上げるBAGの判例は、 决 (AP Nr. 3 zu § 102 BetrVC 1972) を参照。なお、以 zu § 102 BetrVG 1972) および同一九七四・三・二八判 BAG第二法廷一九七四・二・二八判決(AP Nr. 2 特に断らない限り、 第二

営協議会に通知すれば足りると解されている。(ヨ)

- (2) BAG一九七五·八·四判決 BetrVG 1972) (AP Z. 4 zu **§** 102
- (m) AP Nr. 17 zu § 102 BetrVG 1972 前掲(註1)BAG一九七四・二・二八判決および同

- 1972) を参照 一九七五・九・一八判決 (AP Nr. 6 zu § 102 BetrVG
- (5) 本判決は、このような一般原則に基づき、 operation)」が期待できない旨の経営協議会への通知書に BetrVG 1972) も、「C女の給付は充分ではない」との理 示された理由には、具体的事実の摘示が欠け、それによっ 者)とは今後「満足の行く協調 (zufriedenstellende Ko-理由の摘示にすぎないと判示している。 由は、単に概括的、スローガン的、箇条書き的な解約告知 BAG一九七八・九・二八判決 (AP Nr. 19 zu て通知義務が適法に履行されたとは言えないとする。また、 原告 (被用
- (6) もっとも、BAGの判例によると、経営協議会が解約 前掲(註5)BAG一九七八・九・二八判決)。 ない(前掲(註1)BAG一九七四・三・二八判決および 使用者は、意見聴取に際して改めてそれを通知する必要は 告知の理由となった具体的事実を事前に知っている場合、
- (1) ケルン労働裁判所一九七七・三・二五判決(DB 1977. S. 1275) が、その代表的なものである。
- 8 dtner, Abschied vom befristeten Probearbeitsverhälthis? ssungsgesetz, 4. Aufl., 1981, § 102 RdNr. 57; P. Schwer-判的なものは、 にも見られる。また、学説においても、BAGの見解に批 G第二法廷の判決(AP Nr. 18 zu §102 BetrVG なお、同一の判示は、本判決と同じ日に出されたBA 少ない (Stege/Weinspach, Betriebsverfa-

ZIP 1983, S. 409; Hess/Schlochauer/Glaubitz, Kommentar zum Betriebsverfassungsgesetz, 3. Aufl., 1986, § 102

- (๑) AP Nr. 12 zu § 102 BetrVG 1972
- (A) AP Nr. 18 zu § 102 BetrVG 1972

(11) さらに、以上のことは、BAG一九八〇・一二・一八判決(AP Nr. 22 zu \$102 BetrVG 1972)や同一九八判決(AP Nr. 22 zu \$102 BetrVG 1972)や同一九八判決(AP Nr. 22 zu \$102 BetrVG 1972)や同一九八円の通知義務が主観的側面を持つことを認めている(Vgl. Hess/Schlochauer/Glaubitz, a. a. O., \$102 Rd Nr. 31)。

社会的選択の理由と使用者の通知義務

由の通知をめぐる問題がある。 いる問題の一つに、社会的選択 (soziale Auswahl)の理解約告知理由の通知義務に関して、最も論議を呼んで

用者が被解約告知者の選択に際して、年齢、家族状態、(dringende betriebliche Erfordernisse) があっても、使存する事由に基づく解約告知は、緊急の経営上の必要性解約告知制限法一条三項一文の前段によると、経営に

勤続年数等の社会的観点

(soziale Gesichtspunkte)

を

В

当なものとなる。また、これに対応して、経営組織法一〇二条三項一号は、経営協議会の異議申立事由の一つとして、社会的選択に瑕疵が存する場合を挙げている。問して、社会的選択に瑕疵が存する場合を挙げている。問題は、使用者が、意見聴取手続を開始させるに当って、経営組織法一〇二条一項により、緊急の経営上の必要性経営組織法一〇二条一項により、緊急の経営上の必要性ともに、社会的選択の理由をも経営協議会に通知するとともに、社会的選択の理由をも経営協議会に通知する。

規定に、経営組織法一〇二条一項に基づく通知義務の内 議の的となった。 容の解釈に際して、 を通知することを義務づけるられるにすぎな 被解約告知者の要求があって初めて、社会的選択の理由 捉えるかである。すなわち、右規定によると、 約告知制限法一条三項一文の後段の規定の意義をいか る。そして、その際、特に重要な争点となったのは、 AGも一度下した判断を、 この問題は、学説・判例によって活発に論議され、 い かなる意義を持たせるべきか 後の判決によって変更して 使用者 が、この が 解 В

者が、 知理由 営協議会に通知しなかったとしても、解約告知が無効に なることはないとする。この見解は、 それを、 社会的選択の理由 項に基づき、 経営協議会の要求があった場合に、経営組織法八〇条二 うとは解し得ないとしている。 働関係の場合と同様、集団的労働関係においても、 基づく通知義務の内容の解釈に当って重視し、 条三項一文の後段の規定を、 次の二つの見解が存在した。まず第一の見解 の 通 解約告知の前に自ら進んで (von sich aus) 知義務の内容をなすものではなく、 使用者は、 が、 経営組織法一〇二条一項の解約告 経営組織法一〇二条一項に 解約告知制限法 使用者 経 が

される。

9

(-)

BAG一九七八年七月六

八日判決

づけられるにすぎない。 社会的選択の理由を自ら進んで通知する義務を負 社会的選択の理由の通知を義務 ただ、この見解によると、 個別的労 使用

> の理由を経営協議会に通知するように義務づけられると 限的に解すべきではなく、 切な実現という見地から、 ては、 使用者は、 経営協議会の意見聴取権 解約告知の前に自ら進んで、 経営組織法一〇二条一項によ 使用者の通知義 の 意味 務 目 社会的選択 の 的 内容を制 の より適

事項 (Mindestangaben) ではないと判示し、 原審は、 に社会的選択の理由 知の対象者となったが、 告に雇用されていた原告が、 九七八年七月六日判決で初めてその見解を明らかにして(4) に基づく意見聴取に際しての必要不可欠な最低限の摘 会的データ等) いる。本件の事案は、 社会的選択の理由の通知義務について、 社会的選択の理 が通知されなかったというものである。 (原告と代替可能な他 ミーリング工 意見聴取に際して、 由 が 仕事の不足を理由に解約告 経営組織法一〇二条一項 (Fräser) として被 の 経営協議 被告に 被用者の A G は、

労働関

通知義務

の内容は、

経営協議会の意見聴取権の

意味 使用者 集団

目 の

1的に基づいて確定すべきであるとする。(3)

この立場に

ぉ

の

項一文の後段は、

解約告知制限訴訟での立証責任の配分

これに対して、

第二の見解は、

解約告知制

限法

条三

に関わる個別的労働関係法上の規定であるか

B

的

義務違反はないとした。

7係法上の規定の解釈の拠り所となり得ず、

は

い。 必 3 自ら進んで社会的選択の理由 要性を基礎づけると判断した事実のみを通知すれば 義務は、 つまり、 使用 経営協議会の要求がなければ、 問 社会的選択の 者は、 .題にならないとされる。 意見聴 理 取手続を開 亩 を通知するように義務づけ の通知義務は、 始させるに当 しかし、 緊急 の経営上 経営協 B A G に 7 議 ょ の

由 をなし、

は

経営

組 の

織法一〇二条一項に基づく通知義務の

ت

湯合、

経営組織法八〇条二項の一

般的

な通 内

容

る

会の要求を要件として初めて生じるとい

ڗؙ

務

通知する必要はな

い

いく

る場合、

使用者は、

意見聴取に際して、

改めてそ

れ

点か 求に ず、 間 知 場合に限 は 内に В 16 応じ、 それに 無効となる。 AGによると、 社 Ď, 改 会的 社会的選択の理由 めて 応ずることなく、 通知 選択の理由 週 ے 義務の不完全な履行を理由 丽 経営協 れ に対 の 意見表明 の Ļ 通知を要求し 議会が、 で通 使用者が解 使用者が 期 知した時には、 简 週 が 経営協 約告 開 たにも 間 始することに の 1知を行 E 意 見表 議 カ> その時 会の 解約告 カン わら 9 崩 要 た 期

> 議会が、 に正当化するものであることを要しない。 営協議会に の は 社会的選択の理由となった事実を事前に 社会的選択についての自己の判断 通知さ れた理由 が、 当該社会的 選択を また、 ~ あ 知 経営協 客 て、 っ 観 て 経 的

二条一 以下の理由 が、 以上のように、 項により生じるとしているが、 経営協議会の要求を要件として、 から、 帰結されるという。 BAGは、 社会的選択 ح 経 の の 営組 ような結論は、 理 由 織 の 法 通 知 0 義

制限法 わる限 それゆえに、 組織法一〇二条による集団的解約告知制限を、 項二文および三文から明らかなように、 会的選択の 後段によると、 きである。 まず第一に、 経営組織法一〇二条によっても、 りで、 条に基づく個別的 理 その内容 右の二つの規定は、 したがって、 由の通知を義務づけら В 使用: AGによると、 者は、 が一致するように 解約告知 制 被用 限に密接に 者 両 解約告知 Ö 者 制限法一条三項一 れるにすぎな 求めに応じての が 立法 同一の 解 結び付けている。 釈 制 者 限 事項に 解約 は 法 適用 告 文 関 かゝ 知 す

経営協議会の

使用

、者が経営協議会の要求によっ

て

通知を義務づけられ

5

点に留意を要する。

すなわ

В

A

Gによると、 ては、

まず、

社 の なる。

b

ځ \$

右

0 В

A

G

の

判断 ち

12

関

特

iĒ

次

えれば、

層肯定できるとい

. ئ

か 0 通

精通し、 解約告知 17 を要件とし ればならないとされる。 それについてより適切な判断を行えることを考 者よりも、 て 使用 経営協 者にその通知義務が生じると解 また、 議会の方が このことは、 .通常経 営の 個 事 々 の被 情に さな

選択基準 使用者にはそもそも不可能であるとされ 会 つまり、 (Zweckmäßigkeitserwägung) の っては、 的確な質問がなければ、 В Ó すべ 複雑、 AGによると、 BAGは、 てを、 多様な諸事 右の結論を、 余すところなく通知することは、 被解約告知者の社会的選択に 個 情 からも基礎づ Þ が問題となり、 の事 合 例において重要な 目 る 的 け 的 性 て 経営協議 の い 考 る。 慮

は、 社会的選択の 次のように される。 社会選択の理由 通知に 後に、 一〇二条三項一号に基づく経営協議会の異議申立 タの しかし、 判示している。 は \mathbf{B} 通知) 理 A G は、 由が 原告の社会的データしか含まれておらず、 使用者は、 の の :充分に通知されたとは言えな 黙示的 補 以上の一般原則を本件に適用 完 すなわち、まず、 (他の代替可能な被用者の社 その補完をすることなく、 な要求が含まれていると解 経営協議会 ま 15

> 上のことから、 理由 によるが、 約告知を行なっている。 知義務違反を理由に無効になる を経営協議会が事前に充分に承知して 原 か審は、 В A G は、 この点 原判決を破棄し、 たがって、 の審理を尽して か 否 か 本件解 は、 社 本件を州労 いっ い な 会的! たかどう 約 告 選 知 以 択

(=)働 裁判所に差し戻してい 九八四年三月二九 -る。 7日判決

B A G

若干の例外を除いて、学説・ 三月二九日判決で、従来の見解に重大な修正を加 れるところとなった。ところが、 九七八年七月六日判決で示された判断 判例の多くによって支持さ В A G は、 は 九八四 そ えて の 後

る。

日

二条一項二文に反し無効であること等を主張して訴 じない旨の反論を行なっている。 提起したものである。 協議会の要求なしに、 G一九七八年七月六日判決を引用 の理由が通知されておらず、 通常解約告知を受けた原告が、 本件は、 受注の悪化を理由に、 原告の 社会的選択 提訴に対し、 解約告知が経営組織法一〇 経営協議会に社会的 して、 一九八二年二月八 の 理 由 使用 の 被告は、 通知義務 者に は えを 選択 \mathbf{B} A

解

要性が めに、

持ち出されたが、

それには、

両法規の規範目的

の

右の二つの法規の規定内容を一致させることの必

相

違

カン

定

の限界が伴うという。

そして、

解約告知

法一

条三項一

文の後段の規定に合わせて、

社会的選

択 制

O 限

理

由

の

通

一知義務を経営協議会の要求を要件としての

経営組 由 組織法一〇二条一 要求を要件とするという判断を変更し、 心では、 を通知するように義務づけ 織法一〇二条 従 \mathbf{B} 発の A G 判 は 項により、 断を維持する。 項の 判決でも、 通 自ら進んで社会的選択 られると判 知義務の内容となると 社会的 しかし、 使用 選択 示 経営協 している。 者 の 理 ほ 議 由 経 会の の いっ が 理 営 ŝ

また、

В

A G は、

客観的

に見て、

経営協

議

会

が

個

Þ

の

が

ると、 団 利 が っ の 経営の |全体の利益を守ることにも役立たなけ 九七八年七月六日判決では、 益を擁護する目的を有するのみではなく、 規範目的 するのは、 経営 単に労働関係の存続を図るという被用 従業員団の構成に В 組 (Normzweck) 一織法一〇二条は、 解約告知制限 Ĝ で右の 判 対して影響を多ぼ 法 断 の相 の変更の その結論を理 解約告知制限法 条と経営組織法 違である。 理 由 ればならない。 として最 B A 経営協 者 由づけるた の 一条 一〇二条 従業員 G 個 議会 た建 に る強 朔 的 ょ

> 認め、 Ž 独 限界を逸脱 自 れ な の規範目的を実現 使用 い . ک 者 れ の る。 通 経営協議会が 知義務 する可 を制 能性を制限するもの 経営組織法一〇二条 限 的 12 することは、

> > 項

ත の

右

客観的. 被解約告知者であれ、 自己の見解に基づき社会的 通知義務を制限的 被用者より よって初めて知ることが AGによると、 であり、 な認識 経営の事 このような使用者の主観的判 状態の差異は重要ではないとされ 使用 に解する根拠にはならないとしてい 情に精 経営協議会であれ、 者 が できる性質の 選択を正当化すると判 通 通 知 していることも、 を義務 づけら 4 使用 ので**、** 断 は れ 者 使用 る 個 断 両 の の した 者 通 は 者 々 の 。 ھ 知

理由

 \mathbf{B}

に

する。 営協 される。 すぎな となるのは、 た質問がなくとも、 さらに、 「議会の要求を要件とすることが理由づ すなわち、 そ В 社会的選択に関する使用 A G れならば、 既に指摘したように、 は 合目 余すところなく通知可 使用者は、 的 的 性 の つ考慮に 経営協 者の 通知 よっ 議会の 主観的 け 能で 義 Ġ 務 ń て 判 あると 的 の な 対 を絞 断 いい ع 経

二条一項二文および同条二項の解釈に関する原則は、適sschutz)を理由に、本判決で示された経営組織法一の所約告知に対しては、訴訟当事者の信頼保護(Vertrauen-の、結論としては、訴訟当事者の信頼保護(Vertrauen-を州労働裁判所の過去の判例を信頼して申し渡された原邦労働裁判所の過去の判例を信頼して申し渡された原邦労働裁判所の過去の判例を信頼して申し渡された経営組織法の過去の過去の問題を行なったもの以上のように、BAGは、判例の変更を行なったもの以上のように、BAGは、判例の変更を行なったもの以上のように、BAGは、判例の変更を行なったもの以上のように、BAGは、判例の変更を行なったもの

(1) 判例では、デュセルドルフ州労働裁判所一九七六・一・五判決 (BB 1976, S. 1462) やパーデン・ヴュルテンプルク州労働裁判所一九七六・七・五判決 (BB 1976, S. 1662) 等が、この立場に 属する。学説では、P. Meisel, Anm. zu BAG vom 4. 8. 1975, AP Nr. 4 zu § 102 Betr-VG 1972 と Fitting/Auffarth/Kaiser, Betriebsverfassungsgesetz, 12. Aufl., 1977, § 102 RdNr. 5a がこのような見解をとっている。

用することができない」という。

義務に反しても、最終的に罰則の対象となるにすぎず、解権限を定めている。しかし、使用者が八〇条二項に基づく使命を遂行するために、適時かつ包括的な通知を行う使用使命を遂行するために、適時かつ包括的な通知を行う使用

約告知は無効にならない。

- (3) このような立場をとる判例に、パーデン・ヴュルテンブルク州労働裁判所一九七六・一・三〇判決 (BB 1977, S. 294) やハンブルク州労働裁判所一九七七・一二・一三判決 (DB 1978, S. 644) 等がある。また、学説では、この立場が多数説であったと考えられる (Vgl. R. Becker-Schaffner, Zum Anhörungsrecht des Betriebsrats bei einer Kündigung aus dringenden betrieblichen Erfordernissen (§1 Abs. 2 S. 1 KSchG), BIStSozArbR 1977, S. 194 f.)。
- 働裁判所一九七六・七・五判決である。 審判決が、前掲(註1)パーデン・ヴュルテンプルク州労(4) AP Nr. 16 zu §102 BetrVG 1972. なお、本件の二
- (v) Dietz/Richardi, Betriebsverfassungsgesetz, 6. Aufi., 1982, §102 RdNr. 56 f.; Gemeinschaftskommentar zum Kündigungsschutzgesetz und sonstigen kündigungsschutzrechtlichen Vorschriften, 1981(本下 KR), §102 RdNr. 66 f.; P. Hanau, Anm. zu BAG vom 6. 7. 1978, EzA Nr. 37 zu §102 BetrVG 1972.
- (6) BAGE Bd. 45, S. 277

四 解約告知理由の追加と使用者の通知義務

解約告知理由の通知義務をめぐって、論議の的となっ

きる

できるとすれ

あ

・う問題

であ

るこば

いっ

かゝ

なる要件

ゎ

下

E

お

V

説

判例においては、

次のような場合分けが行なわれる

В

A

ところで、 るかとい

右

の問題を考察す

る

際

K

西

۲

1

ッ

定が、 性にどの るもう一つの 約告知制 ような影響を多ぼすかとい 間 限訴訟に 題 に 経 おける解約告知理 営組 織法 0 ・う問題 由 条 が の 追 項 あ る。 加 の 規 の

経 け 解約告知 Ś 営組 上述したように、 れる 超織法一 ر ص の ではない。 理由となり得るすべての事 〇二条一項に基づき、 学説・判例の一 使用 者 が 解約告知 般的 使用 実の通知を義務 者は、 . の な理解によれば、 理由 客観 として重 的に づ

由

の場合である。

以上

の三つの

ケ

ì

ス

のうち、

第三の場合に

つい

7

は

実施 の され 的 に 客観的に問題となり得る解約告知理由と、 大であると判断した事 1.労働 間 由 お 使用 る。 を され E い 関 て 使用 者が 使用 定のずれ したがって、 た後に、 係法上、 者が 者 通知義務を尽くし、 が 経営協議会に 解約告知 解約告知 が生じる可能性は否定できな 通知を義務づけられ 事後の解約告知 実さえ通知すれば、 制 理 限 由 訴 通 の 意見聴 訟に 知 追 ĩ 加 る解 おお 制 の な 適法 取手 い か 限 , て追. 意見聴 :約告知 訴訟に 9 通知義務は尽 た解約 続 性 加 の い。 が適法に が主張で 取手 問 瑘 お 集団 告 題 由 しっ 続 知 て ٤ لح

てで の 学 法性 告知 検討 見ておきたい。 に関 を行う前に、 以前に使用 て 者が そ ŧ の ず、 見 知っていた解約告知理 解 それ以前の学説 を明らか K した

と一九八一年四

月

日

判

决

(第七法

廷

に

て、

由 お

の しっ

追

加

の適

ことが 在してい 理由の場合、 知っ しは遅くとも解約告知 た解約告知理由 多 たが、 ์ ง およ すなわち、 その後に初めて使用者が び ③ ヨの場合、 解約告知の後に生じた解約告知理 ①意見聴 の申し渡しの ② 解 取 手 約 告 時 続 知 知 点までに の 開 . の っ た解 実施 始 の 的告知 前 使 時 用者 点. に 存 な

が

解約告知理由 して įΞ В お おいては、 AGの判断 b 異論 Iの追 第一 加が が は 未だ示されていない。 な の 不法であることで学説 ربا ه ケー また、第二の スを中 心に、 ケー したが 考察を行うこ スに関して 判例 って、 が

ととしたい。 \mathbf{B} AG二判決以前 の学説 判 例 の 動

(-)

В

A G は、

九八〇年一二月一八日

判決

(第二法

以下

は 致

Gの二判決以前、 まず、 通説 判例 が、 判 右 例 の状況 二判 決

の立

遊場に

による

あ

٤ 追 ると解されてい 加 は 約 経営 告知以前に使用者 組 織法一 た 0 条 が 知 項の趣旨に反し、 っていた解約告知 運 不 法 由 ۍ の

まり、

に

で、

合であり、 か、ないし う見(e) 約告知 理 る 追 の について、 すなわち、 追 由に基づいて解約告知に同意している場合 ケースとしては、 加を認める見解とがあっ も 加 ないしは少なくともそれを経営協 は (それに伴って、 第二は、 まず第一 使用者が経営協議会の意見聴取を改めて行う い 一定の要件の下で、 通説 かなる場合であれ許されず、 判 は 次のような場合が挙げられてい 経営協議会が、 例 新たな意見聴取) 追加しようとする の 单 た。 ŀΞ そして、 例外的 お ひっ 前 ても、 もって通知された 議会に通知した場 に解約告知理 例 常に新 解約告 解 外 を要する が 約告知理 認められ たな解 知 た。 由 Ě 理 亩 の 由 しょ

取手 由 よってでは である。 ような の 追 続 立場 加 が 適 が 告は、 (=) 解 行為に 断職場離脱をしたこと等を理由に、 事案は、 が し渡されたというもの 取の後、 一一月七日の午後の就業時間 否に関し、 の実施前に使用 同 В されていた。 僚 A G は、 BAG一九八〇年一二月一八日 訴訟に 対する警告に のための私用で 即時 金属労組の職場委員である原 初めてその判断を明らか ぉ 解約告知 九八〇年一二月一八日判決で、 いて、 者が知っていた解 反抗 無断職場離脱をしたことお であるが、 ,および予備的 九七七年 的 態度をとっ 中に同僚のため 原告 約告知理 一〇月五日に ic 判 経営協議会の 12 告が、 して の提訴を受けた被 通常解約告. たこと等を新

١ 由

の

追

加

の 告

解

約

一九 Ő,

七 本

屯 件

年 の 可 知

私

用

で

意見聴

知

を

申

させる方向 義務 解 約 最 初 告知理由として追加している。 本件につきB A G は 般原則として、

をとる論者は、

経営組

織法一〇二条一項の意見聴取

されるという見解が

主張

され

てい

この

実施されたならば、

無制限に解

約告 た。

知 理

ኔ

び

同

原告

たな

妥当領

以域を、

経営協議会が解約告知を撤回

あ

る

使

角

者

が

通知義務を尽くし、

意見聴

以上の見解に対して、

少数の学説に

手続が適法に行 るとしていた。 まで及ぼすのは、 使用者の決定に影響を及ぼすことができる段階、 解 約告知 なわ の申 したがって、 れ し渡し以前 意見聴取義務の不当な拡大であると 解約告知 その法的効果を、 の 段階に限定すべきで が 有効 に実施 意見聴 され た後 取 あ 0

の

 \pm の

工観性

っ

原則に、

必要な補充を行うという観点である。

確

カン

E

В

AGによると、

使用者の通知

義務

ば

主観

しは

る

Ŕ

意見聴取手

続の目的

の

実現の

ため

Ę が最

通知義務

それ

を

しっ

る。

次に、

右

ō

判断

்

理由

を見ると、

В

A

G

8

重

視す

無制 則に 評価 等に の 原 め terung) って 本質的 判 側としてその 事実である。 限に 例 すべ 断 対して、 解約告知理由としての重要性を付与したり、 を示 き別 や具体化 (Konkretisierung) に役立つにすぎな 追 に変更することなく、 している。 加できるの の 解約 これに対して、 追 加主張が許されない。そして、 は、 ます、 経営協議会に В 「通知された事 単にその明確化 A Gによると、 通知さ 実に、 使用 れ (Erläu-右の た理 独 自 者 由 が

外が認められるかに関しては、 経営協議会が解約告知に同意している場合 告知理由に関わる事実」については、 判断が留保されて 原 初 ic の 知しなかっ 見るならば、 と解されてい のことによっ 限りで、 В AGによると、 た理 経営組織 使用 て、 追加

ප්

れ た解

約告知

理

由

12

関

して

は

は 全く法的不 A G 経営協議会に通知した解約告知理由 は 使用 利益を受けないとはできな 者 解約告知理 が通知内容に制 由 の 「約を加えることにより、 追加主張 ,とする。 E が制 拘束され、 限 使用 ž

そ

者

る

В

る」とされ 解約告知理 るという。 全く経営協議会の意見聴取が 実な使用 は 解約告知の申し渡しの後になって持ち出すような不 当初は隠していなが 「経営協議会の異議申 者を そして、 由の無制 励 由について、 者は、 ま もし、 限 法一〇二 な追 知っ 彼にほう美 5 加主張 前もって使用 て 通知義務に反しており、 行われておらず、 意見聴取手続の 条の目的 立の い たが、 が認めら 理由と を の 与 実現 者が知ってい 経営協議会に えるこ な ħ り得る事 終了後ない るならば、 が 客観的 阻 ع 害さ 実 た れ 通

する警告への 七年 最 殺後に、 一〇月 五日 В 反抗的 A の G 私用 は、 態度の 以 による職 Ĺ 追 の 加主張により、 場 般 離脱 原 則 お ıΞ 基づ よび右行為に ŧ, 九 七七年 九 対 七

反 を

加

えたとしても、

直ちに、 議会に

経営

組織法一

0

籴

項

違 限 な

|を理由に解約告知

が無効となるわけではない。

しか

しゝ 的

た解約告知

理

由

のすべてを提示することは

求められ は

使

角

者

が経営協

通

知する解

約

告知

理

由

に

制

側面を

持ち、

その

り履行

の

ために、

使用

者

K

知

つって

誠

い

る。

В

A G

九八一

年

应 月

日判決

初めて 由 一一月七日 によっては本件通常解約告知は正当化できないとして 加は許されないこと等を判示し、 重要な意味を持つに至るのである の原告の同様の行為が、 被告の主張可能な理 解 約告知理由 から、 右理 として 由 Ø

事前 〇年 15 認められるかどうかについて判断を示してい 本件の事実関係は、 \mathbf{B} E 一二月一八日判決では判断を留保した問題、 A G は、 使用 者が 一九八一年四月一日判決において、(®) 知っていた解約告知理由の追加が例 次の通りである。 重障害者であ 一九八 つまり、 外的 る

以下の判断を行なってい

る。

解約告知に同意し、さらに、 ることを理由に、 で開封したことによる重大な信頼関 原告は、 ン Ŀ 一日に、 1 九 ター 九七七年 七 ① お Ĕ の 年 通常解約告知を申 導入に伴 ょ Ħ. 一二月五 ري (2) 月四 ŏ Ħ い ・従来の] 日に、 理 解約告知の に ① の 由 の 提 理 原告の部署が消 ①機密の包みを無断 し渡された。 係の破壊、 示 由 の下で改めて意 後である同年 の 通知を受けて および② 経営協 滅

=

見聴取を受けたが、

以

前と同様、

原告の解約告知にい

他

本件は、

原 か

が

なる異議も申立てないことを表明している。

告が、 ことなどを理由に、 右解約 告知が意見聴取義務に違反し、 労働関係が解消されて いゝ ない 無効で 旨 この確 ぁ

審での審理のために、 によっては、意見聴取義務違反の有無が判断できないこ と等を理由に、 認等を求めて訴えを提起したものであ 本件に関し、 原判決の破棄が免れないとした上、差戻 BAGは、 解約告知理由 州労働裁判 日の追加 所の の可否につき 確定した事

実

いとする。 合でも、 された理由に基づき、解約告知に明確に同意している場 すなわち、 他の解約告知理由 まず第一に、 BAGは、 の追加の可能性は認められな 経営協議会が 通知

らば、 存在、 数の 基づき、 れることを正しく理解していない。 変っていたであろう可能性は、 の BAGによると、 理 解約告知理由 個 由 経営協 が 複数の解約告知理 々の解約告知理 通知されていたならば、 議会が の間に相関関係 (Wechselbezieung) このような例外を認める見解は、 解約告知に同 由の重みが 山 が同時に通知されていたな 否定できないという。 その意見表明の内容 意していたとしても、 つまり、 全く違っ ある理由 た形で現 複 が

A

Ĝ

は

本判決で示した判断

が

右判決と矛

る。

はないとさ

い

としている。

つまり、

右判決では、

本

判

決

の場: には同

合と違 盾しな

前

約

告

種

類

は異なるが、

解約告知理

由 る

る あ

別解 る場

> 告知 問 知

ŀΞ

|経営協議会が明白

しかつ ip Ž,

無条件に

同 対

意

い

同

の

理

由 旧に基づ

く通常解

約告知

15

し

っ

般経験則上正当に

前

提

ع

化

同

意するであろうことは、

る事

案が

題 の

とな

っ

てい

る。

それ

あ

理

由

に

Ţ で

件に 知 れ 解 知さ ならない かゝ ද් 被用者の 15 約 を行う場合、 どうか れ ところで、 使用 告 同 代えることが ていたならば、 れて、解約告知に同意した経営協議会が、そのような 知に 意 以下の判示をして が してい 者が 行態が は、 ついての意見聴 経営議協会が特別解約告知に明白か 特別 В 、る等 般経 両 A ある種の疾病に基づくことを同時に でき 解 者について意見聴取を実施し G なお は の 約告知と同時に予備 験則上自明のことではないとさ 事 かつ、 情 いっ 取 が る。 九七八年三月一六日 を以 ある時に すなわち、 解約告知に同意 て は 通常解約告知 的 例外的 右判決に に通常解 しなけ I 判決 して つ無条 15 特 に の n 約 ኔ い 通 そ 莂 ば 告 る お た 知

れる。

することが できるとい ì

たとえば、

同僚ないしは上司を侮辱したという理

由

を通

と が てしまっ 経営協議会が使用者の意思形成に対して影響を及ぼ 適合しない。 告知理由につき、 を関与させても、 たとしても、 第二に、 約告知理由の一 В 可能であるが、 AGによると、 た時点での関与には、 В すなわち、 その追加が認められるも A G は、 それは、 部につき、 改めて意見聴取 使用 解約告知の 使用 解 者の解約告知 意見聴取手続 者 約告知の 解約告知 が その可能性 前 に使用 ない 追 実施 加 の . の ŏ しは通知を行 しようとする 意図 後 以 0 者 で 意味 に経 にはない 前 が が の 知 関 営協 実現され

てい

た

とする。

目

与

すこ な 的 解

能性 解約告知 のことは、 協議会の事 て が生ずることを考えると、 E ŧ が た る場合とでは、 経営協議会から奪われるとしている。 解約告知理 理 В 由 複 後の関与を承認することに Α 。 一 数の解約 G は 部を知 由 解約告知理由の一 の全体を検討し、 告知理 経営協議会の意見表明の内容に っ τ 重大であるとい しゝ 由の間に相 る場合と、 部に 意見表明を行う可 より、 関 その全体 関係が存在 っ いて、 そして、 解約告知 خ 経

知の正当化事由として主張できないと結論している。は、経営に存する理由(②の解約告知理由)を、解約告最後に、BAGは、以上の原則を本件に適用し、被告

- (1) 個別的労働関係法の領域では、通説・判例の立場によると、一定の解約告知理由が解約告知の時点で存在していれば、使用者は、その知・不知に関係なく、原則として無制限に追加主張することができる(Vgl. H. P. Winterstein, Die Zulässigkeit des Nachshieben von Kündigungsgründen im Kündigungsschutzprozeß, 1987, S. 20 f. und 27 f.)。
- (2) 八4州労働裁判所一九七七十二十二二判決 (DB 1978, S. 750); K. Kehrmann, Anm. zu LAG Hamn von 20. S. 1974, EzA Nr. 10 zu § 102 BetrVG 1972; H. Gester/U. Zachert, Betriebsverfassungsrechtliche Elemente des allgemeinen Kündigungsschutzes, ArbR der Gegenwart Bd. 12, S. 92 f.
- (3) Kamann/Hess/Schlochauer, Kommentar zum Betriebsverfassungsgesetz, 1979, \$102 RdNr. 40 の他、このような例外を認める学説は多かった。なお、判例では、ハム州労働裁判所一九七四・五・二○判決(DB 1974, S. 1344)が同様の例外を承認している。
- (EzA Nr. 41 zu \$102 BetrVG 1972); KR, \$626 BGB

- RdNr. 134; P. Meisel, Anm. zu BAG vom 26. 5. 1977, SAE 1978, S. 169.
- (10) E. Stahlhacke, Das Nachshieben von Kündigungsgründen, BIStSozArbR 1974, S. 296 f.; M. Löwisch, Anm. zu LAG Düsseldorf vom 5. 2. 1980, EzA Nr. 41 zu § 102 BetrVG 1972.
- AP Nr. 22 zu § 102 BetrVG 1972

6

- 具体化とを区別すべきであるとしていた。解約告知理由の追加と従来の解約告知理由の補充ないしは(7) 本判決以前にも、G. Hueck, a. a. O., S. 261f. 等が、
- (∞) AP Nr. 23 zu § 102 BetrVG 1972
- (Φ) AP Nr. 15 zu § 102 BetrVG 1972
- (2) 学説の多くは、BAGの二判決の判断を支持している(Vgl. Hess/Schlochauer/Glaubitz, a. a. O., \$102 RdNr. 41)。しかし、少数ながら批判的な学説もある (P. Schwerdtner, Betriebsverfassungsrechtliches Anhörungsverfahren, und Nachschieben von Kündigungsgründen, ZIP 1981, S. 815f.; M. Löwisch, Anm. zu BAG vom 1. 4. 1981, EzA Nr. 45 zu \$102 BetrVG 1972; S. Streckel, Anm. zu BAG vom 1. 4. 1981, SAE 1982, S. 40f.)

五むすび

最後に、以上の考察を踏まえ、我国における問題を考

雇

の

意図であると解される。

そうすると、

解雇

協

議 者

使用者

ほ

にするという点にあり、

協議

(in)

対象となるのは使用

の

雇に関 解雇

いする

使用者の意思形成に影響を及ぼすことを可能

の

対象となっ

た組合員の

利益を擁護するために、

解

の 知

労働組

合

が

働組

かゝ お の

い

同意約款に基づく労働組合との協議に際して、

一観的に解

雇理

由として重大であると判断した事実を通

びとしたい。 える上で参考になると思わ れる点を指摘して、 本 稿 の 結

度に他ならない。 働組合 も問題となり得る余地が 注目される。 にもとづく解約告知理由 ぁ たしかに、 この点に関 る。 であ 我国に 我国と西ドイツとでは、 におい しかし、 雇協議 うのは、 まず第 て 解雇規制の主体となるのは、 あると考えられる に、 の 右約款の趣旨も、 同意約款は、 通知 同様のことが 義務の持つ主観的 経営組織法 制 労働協約上の 度上大きな相 我国に からであ 〇二条 お 性 しゝ 格 劣 制 異 項 て が

> 理由 使用 しても、 者 のすべてを示さず、 が、 直ちに解雇協議 労働 組合との協議に 通知する理 同意約款に反し、 あ こたり、 亩 に限定を加 知 9 解雇 てい が無効 た解雇 えたと

となるわけではあるま

見たい。 題をさらに詳しく検討する上で、 同意約款の趣旨の実現が大きく阻害され は疑問を感じる。 場合、 たってい 協議の段階では提示しなか そこで、 どうかも問題となる。 第二に、 合との協議の段階で知らなかった場合は別として、 て解雇理由として持ち出した場合、 使用者に自由 たならば、どうであろうか。 以下では、西ドイツの論議を参考に、 以上のことと関連して、 なぜなら、 『な解雇』 そのような事実を、 それ 理 っ 由 た事実を、 留意すべき点を挙 it の よっ 追加を認めることに 使用者が労働 結論を言うと、 る て、 それが許 からであ 事 解雇 使用 後 の 右 協 者が 風組合と ප් 訴 る。 げ の問 れ

雇自: が れ 8 ある。 まず第一に、 体 が そのような理由を使用者が解雇 解雇協議 すなわち、 違法な解 同意約款に反し無効になる 特 ||定の解| 雇理 雇理 由 の追 由 加加 の の法 追 理由として裁 加 的 効果 ቷ の の か て 問 そ 解 題

まで求められるものではないと考えられる。 知すれば足りると解し得る余地が出て来る。 者は、 お けるように解雇を客観的に 労働 組合に対 Ų 解雇権 正当化 の濫用の有無を争う訴 する事 また同様に つまり、 実の)提示 使

ければなるまい。第二に、追加主張された事実が、すで 上主張することができなくなるにすぎないのか吟味しな 事実が、前もって通知された理由とは別の解雇理由に関 に協議の対象となった解約告知理由との関係で、どのよ うに評価できるかも重要である。たとえば、 場合や使用者が追加しようとする理由に関して、改めて 差異が生じるのか否か検討を要する。第三に、 味しか持たないのかにより、 わるものであるのか、それとも、 !事前に通知された理由に基づいて解雇に同意している 追加の可否に関し、 その補充・具体化 追加された 労働組合 結論 の意

1 かわらず、 解雇協議・同意約款の法的性格を、 この点は一致して承認されるところであろう。 いかに解するかに 労働組合と協議を行った場合に、

追加が認められるかど

うかも問題となろう。

なお、 の状況に関しては、 巻』(昭五七)八〇五頁以下を参照。 解雇協議・同意約款の法的性格をめぐる学説・ 東大労働法研究会『注釈労働組合法下

(2) このような問題が争われた裁判例に、七十七銀行事件

幹部が懲戒解雇その他の懲戒処分に付され、その効力が争 定締結拒否等の諸闘争を行なったことなどを理由に、 がある。右事件は、政暴法反対のために時間外休日勤務協 (仙台地判昭四五・五・二九、労民集二一巻三号六八九頁) 由に、被告 同意は真の同意とは言えず、組合に告げなかった事実を理 る懲戒処分が無効になるとした上、懲戒事由の認識を欠く いランチおよび指名ストが追加され、その適否が問題とな た。この点につき、裁判所は、協約上の同意約款に反す れたものだが、 (使用者) は、 訴訟において新たに処分理由として一せ 懲戒処分を行ない得ないと判示 組合

ゎ

橋大学大学院博士課程)

している。